

本県の県民が所有するブロック塀が、地震、台風、もしくは自然倒壊し、人身事故、物損事故等がおきた時の民事責任及び刑事責任について専門家に伺いました。ご自身の所有する塀の場合のご参考にしてください。

質問者：沖縄県建築設計サポートセンター

回答者：かりゆし法律事務所 弁護士：望月保博先生

Q1.ブロック塀・擁壁が倒壊した場合の法的責任を教えてください

A1.回答

● 民事責任

民法 717 条 1 項：土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって、他人に損害が生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対して、その損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

※民法 717 条 1 項の規定の適用が主なものとして考えられるが、これ以外の法令が問題になる余地もある。

● 刑事責任：塀や擁壁の管理責任を負う者に過失があった場合

刑法 209 条：過失により人を傷害した者

刑法 210 条：過失により人を死亡させた者

刑法 211 条：業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者

又は、重大な過失により人を死傷させた者

※上記法令等により、罰金刑や懲役刑に処させる可能性がある。

Q2.塀に関わった建築士へ問われる法的責任を教えてください

(設計か監理に落ち度があって塀や擁壁が倒壊した場合)

A2 回答

● 民法 709 条：故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

● 民法 717 条 3 項：損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権を行使する事が出来る。

● 刑事責任：刑法 209 条、刑法 210 条、刑法 211 条

● 建築基準法違反による罰則：建築基準法 99 条等

Q3.地震や台風などの自然災害、想定外の地震、自然災害の場合の責任を教えてください

- 自然災害で故意過失がないという事にはならない
- 塀や擁壁を設け、維持管理する立場としては、想定される自然災害については、それが起きた場合に倒壊して他人に危害を及ぼさないように維持管理すべきである。
- 設置したときは想定されない規模の自然災害であるが、ある時点から想定される規模が変わったというような場合は、維持管理で対応すべきであったと言えるかどうか問題になる余地もある。
- いずれもケースバイケースで責任が認められるかどうかが決まってくる。
- 刑事責任においても、その過失等の判断において同様の考慮がなされるものと思われる

Q4.危険な塀に対し、所有者又は管理者が「注意喚起」の貼り紙を出し、改修前に事故がおきた場合、責任回避・軽減されますか？

- 危険の性質や程度によっても変わると思うが、歩行者が注意すれば危険を避けられたというケースであれば、貼紙の有無で責任の程度が変わってくる可能性があると思われる

Q5.隣地との共有塀で、隣地の同意を得られず改修工事が出来なかった場合、また狭小地で、工事にあたり隣地の協力が得られずに改修出来なかった場合などの塀で事故が起きた場合はどうなりますか。

- これまでに述べた民法の枠組みの中での判断になるが、塀や擁壁の設置時期、経緯、危険の程度、人的物的被害の生じ方、内容、程度等によって判断が異なる可能性があり、具体的判断がどうなるかはケースバイケースである。また具体的事案の内容により、また裁判官によっても判断が異なってくるものと思われる。

Q6.CB 塀が基準通りの施工であった場合でも、不測の事態において責任が問われるのですか？

- 耐震基準を満たしているということであれば、設計についての責任を問われる可能性は低いと思われる。
- 維持管理等について、具体的状況により責任の有無が変わってくると思われる
- もし、全く想定できない程の大規模な自然災害という事であれば、責任を負わない場合も有り得ると思う。

Q7.施工者に瑕疵があった場合の責任について教えてください？

- 10年を経過した場合、瑕疵担保責任は問われない可能性が高いが、他人に危険を及ぼすような落ち度のある施工をした場合は、不法行為責任を問われる可能性がある。(不法行為から20年、損害及び加害者を知ってから3年の範囲で責任を追及できる)
- 施工に落ち度がある場合は、施工者の責任も問える
- 最終的な責任の発生根拠となる法令が定めた責任を負う者が、各法令により責任を負う

Q8.擁壁に瑕疵があるとわからずに購入した場合の擁壁の事故について教えてください

- 瑕疵を知らずに購入しても、民事責任を負う可能性がある。また購入後に瑕疵を知り、または知りうべきであったのにこれを放置したという場合であれば、A1の刑事責任を負う可能性も出てくると思う

Q9.お隣に危険な塀・擁壁がある場合、隣地の方に対して出来る事とは何ですか？

- 所有権に基づく妨害予防としての対策工事の請求などが考えられる

Q10.民事責任とはどのようなことですか？

- 関係する当事者兩名の間での権利義務の問題として、一方が相手方に対して負う責任の事

Q11.刑事責任とはどのようなことですか？

- 罪を犯したために検察官から起訴されて有罪判決を受け罰せられるという意味での責任

Q12.CB 塀等の事故において、民事責任と刑事責任は別個のものであり、民事訴訟と刑事訴訟、両方で責任を問われ、訴えられる可能性があるのですね？

- 民事判決で支払いを命じられた金員は支払い義務として確定
- 刑事事件で罰金等を命じられると、別の支払い義務になる